

令和2年

第2回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年2月27日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

## 令和2年 第2回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第2回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年2月27日(木) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

### ○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

### ○推進委員

1番 渡 邊 聡	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	
	14番 青 木 等	

3 欠席委員

○農業委員 な し

○推進委員 2番 加 藤 卓 也 3番 辻 繁 雄 4番 中 村 孝 幸  
12番 長谷川 政 男 13番 松 崎 学 15番 蕪 木 緑

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
係長	中 澤 明 子
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について

- 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について  
 日程第9 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
 日程第10 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について  
 日程第12 そ の 他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。        只今の出席委員は19名です。定足数に達しております。        推進委員の欠席は、2番 加藤 委員、3番 辻 委員、4番 中村 委員、        8番 上松 浩二 委員、12番 長谷川 委員、13番 松崎 委員の6名であります。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。        8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員、10番 渡邊 悟 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、8番 齋藤 委員、9番 菅井 委員、10番 渡邊 悟 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして日程第2 会期の決定についてお諮りします。        会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。        本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、中澤係長、長谷川主任であります。        それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、        を議題といたします。        事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。</p>
事 務 局 （長谷川）	<p>議案書の1ページをご覧ください。        報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。        議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」        ・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>最初に農地法3条 賃貸借権設定の解約になります。        受付番号102番、駒林字善四郎谷内（ゼンシロウヤチ）、地目、台帳・現況がともに        田、地積1,910㎡、これを含めまして合計5筆、7,911㎡です。        契約の内容が昭和53年4月25日から昭和54年4月24日まで、法定更新されていた        賃貸借を合意解約するものとなります。        解約事由が「借り手の変更」です。        解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。        受付番号104番、水原字下ヶ江（サゲエ）、地目 台帳・現況がともに田、地積        1,276㎡、これを含めまして合計12筆、9,062㎡です。</p>

契約の内容が昭和59年5月2日から昭和60年5月1日まで、法定更新されていた賃貸借を合意解約するものとなります。

解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

2ページになります。

受付番号116番、山口字城ヶ窪（ジョウガクボ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,910㎡、これを含めまして合計4筆、3,581㎡です。

契約の内容が昭和54年4月2日から平成2年4月1日まで、法定更新されていた賃貸借を合意解約するものとなります。

解約事由が「農地法から基盤強化法に変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月3日です。

3ページになります。

続きまして農地法3条 使用貸借権設定の解約になります。

初めに受付番号122番、水原字栗山田（クリヤマダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,629㎡、これを含めまして合計15筆、26,734㎡です。

契約の内容が平成26年4月1日から令和6年4月1日まで、解約事由が「親子間の使用貸借権設定を解約し、農地中間管理権を設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

5ページの141番、6ページの144番案件も同様の解約であります。

5ページになります。

受付番号130番、沢口字樹下（クヌギシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,233㎡です。

契約の内容が平成30年4月1日から令和10年4月1日まで、解約事由が「借り人の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

受付番号141番、堀越字砂田（スナダ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積267㎡、これを含めまして合計15筆で17,949㎡です。

契約の内容が昭和61年10月25日から平成28年10月24日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日が令和2年2月10日です。

6ページになります。

受付番号144番、宮下字上谷地（カミヤチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積314㎡、これを含めまして合計25筆で21,360㎡です。

契約の内容が平成15年3月2日から令和15年3月2日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

9ページになります。

続きまして農地法第3条の永小作権設定の解約です。

受付番号117番、下条町、地目、台帳・現況がともに畑、地積146㎡です。

契約の内容は永小作権で、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月3日です。

10ページになります。

受付番号136番、上一分字家ノ前（イエノマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,151㎡です。契約の内容は永小作権で、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

続きまして農地利用集積計画 賃貸借権設定の解約です。

受付番号94番、下黒瀬字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積437㎡、これを含めまして合計2筆で471㎡です。

契約の内容が平成23年4月9日から令和3年1月10日まで、解約事由が「借り手

の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号95番、下黒瀬字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積945㎡、これを含めまして合計3筆で2,738㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

農地利用集積円滑化事業であり、96番案件も同様であります。

11ページになります。

受付番号97番、下黒瀬字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積193㎡です。契約の内容が平成31年3月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

農地利用集積円滑化事業であり、98番案件も同様であります。

受付番号99番、下黒瀬字前川原（マエガワラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積548㎡、これを含めまして合計13筆で12,167㎡です。

契約の内容が平成23年4月9日から令和3年1月10日まで、

解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

13ページになります。

受付番号100番、天神堂字雪車町（ソリマチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,030㎡、これを含めまして合計3筆で6,065㎡です。

契約の内容が平成27年12月11日から令和2年12月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号101番、西岡字巳ノ明（ミノアケ）、地目、台帳・現況がともに田、地積509㎡です。

契約の内容が平成23年4月22日から令和2年12月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号103番、嘉瀬島字籠尻（カゴジリ）、地目、台帳が畑、現況が田、地積170㎡、これを含めまして合計14筆で10,783㎡です。

契約の内容が平成24年2月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「労力不足のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

15ページになります。

受付番号105番、山口字羽萱場（ハガヤバ）、地目、台帳・現況がともに田、地積189㎡です。

契約の内容が平成28年4月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「農業廃止のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号108番、宮島字家下（イエシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積982㎡、これを含めまして合計21筆で19,216㎡です。

契約の内容が平成31年1月11日から令和6年1月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

17ページの110番、111番、19ページの112番、113番も同様の解約であり、3月総会で農地中間管理権設定の予定です。

17ページになります。

受付番号110番、宮島字川端（カワバタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,002㎡、これを含めまして合計3筆で2,175㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号111番、宮島字川端（カワバタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,306㎡、これを含めまして合計14筆で14,195㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

19ページになります。

受付番号112番、宮島字道下（ミチシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積266㎡、これを含めまして合計3筆で920㎡です。

契約の内容が平成30年10月11日から令和4年3月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号113番、金沢字砂押（スナオシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,295㎡です。

契約の内容が平成29年4月11日から令和4年4月10日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年1月24日です。

受付番号118番、駒林字土居内（ドイウチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,007㎡、これを含めまして合計2筆で1,170㎡です。

契約の内容が平成30年2月11日から令和5年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

20ページになります。

受付番号119番、駒林字土居内（ドイウチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,001㎡、これを含めまして合計17筆で8,999㎡です。

契約の内容が平成29年2月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

22ページになります。

受付番号120番、水原字下ヶ江（サゲエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,371㎡、これを含めまして合計3筆で3,252㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和4年2月10日まで、解約事由が「農地中間管理権設定のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

農地利用集積円滑化事業であり、121番案件も同様であります。

受付番号127番、城字浦田（ウラタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡です。

契約の内容が平成30年2月10日から令和5年2月10日まで、解約事由が「本人耕作のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

農地利用集積円滑化事業であり、128番案件も同様であります。

23ページになります。

受付番号129番、分田字浄土橋（ジョウドバシ）、地目、台帳が畑・現況が田、地積652㎡です。

契約の内容が平成28年1月9日から令和3年1月8日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月6日です。

受付番号131番、笹岡字西浦（ニシウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積916㎡、これを含めまして合計2筆で1,835㎡です。

契約の内容が平成28年4月9日から令和3年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

受付番号132番、笹岡字杉本（スギモト）、地目、台帳・現況がともに田、地積998㎡、これを含めまして合計8筆で8,737㎡です。

契約の内容が平成27年3月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

24ページになります。

受付番号133番、笹岡字西浦（ニシウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積920㎡、これを含めまして合計5筆で4,596㎡です。

契約の内容が平成27年3月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

農地利用集積円滑化事業であり、134番案件も同様であります。

25ページになります。

受付番号135番、上一分字家ノ前（イエノマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積810㎡、これを含めまして合計21筆で15,894㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和4年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

27ページになります。

受付番号137番、上一分字山ノ下（ヤマノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,323㎡、これを含めまして合計3筆で3,282㎡です。

契約の内容が平成29年3月10日から令和4年3月9日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

28ページになります。

受付番号138番、上一分字山ノ下（ヤマノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,590㎡、これを含めまして合計16筆で11,329㎡です。

契約の内容が平成28年3月11日から令和3年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

29ページになります。

受付番号139番、上一分字山ノ下（ヤマノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積994㎡、これを含めまして合計9筆で4,447.56㎡です。

契約の内容が平成30年1月11日から令和4年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

30ページになります。

受付番号140番、沢口字ノゲ沢（ノゲサワ）、地目、台帳・現況がともに田、地積737㎡、これを含めまして合計5筆で3,558㎡です。

契約の内容が平成29年3月10日から令和4年3月9日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

31ページになります。

受付番号142番、上一分字山ノ下（ヤマノシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,082㎡、これを含めまして合計3筆で5,378㎡です。

契約の内容が平成23年4月22日から令和3年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年2月10日です。

受付番号143番、熊堂字霞（カスミ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,996

m<sup>2</sup>、これを含めまして合計 2 筆で 3,994 m<sup>2</sup>です。

契約の内容が平成 26 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 2 月 6 日です。

3 2 ページになります。

続きまして農地利用集積計画 使用貸借権設定の解約です。

受付番号 1 0 7 番、宮島字川端（カワバタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 135 m<sup>2</sup>、これを含めまして合計 4 筆で 1,234 m<sup>2</sup>です。

契約の内容が令和元年 5 月 11 日から令和 6 年 1 月 10 日まで、解約事由が「借り手体調不良のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 1 月 24 日です。

続きまして農地利用集積計画、農地中間管理権設定の解約です。

受付番号 1 2 3 番、飯山字飯山（イイヤマ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 939 m<sup>2</sup>、これを含めまして合計 2 筆で 1,958 m<sup>2</sup>です。

契約の内容が平成 29 年 3 月 1 日から令和 9 年 1 月 10 日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 2 月 6 日です。

農地中間管理事業であり、1 2 4 番案件も同様であります。

3 3 ページになります。

受付番号 1 2 5 番、姥ヶ橋字道上（ミチウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,576 m<sup>2</sup>です。

契約の内容が令和元年 6 月 1 日から令和 11 年 4 月 10 日まで、解約事由が「転用のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 2 月 6 日です。

農地中間管理事業であり、1 2 6 番案件も同様であります。

以上で報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。

続きまして、日程第 4 報告第 2 号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
（長谷川）

議案書の 3 4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号 1 1 番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が城字腰廻（コシマワリ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が 1,279 m<sup>2</sup>、転用目的が貸資材置場および貸駐車場用地です。

許可年月日、許可番号が平成 26 年 2 月 18 日、阿農委第 425004 号です。

完了年月日が平成 30 年 5 月 20 日です。

申請地の確認状況は、1 月 14 日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は計画どおり、貸資材置場として使用されておりました。  
場所につきましては、35・36ページの位置図・案内図をご覧ください。  
京ヶ瀬体育館から西へ100mほどの城集落内に位置し、美里団地に隣接した住宅に  
囲まれた土地であります。  
37ページには更正図に申請地を斜線で表示しております。  
38ページには土地利用計画・排水計画図を掲載しています。  
なお、当該地は貸資材置場・駐車場に転用し使用しており、担当委員からも計画ど  
おり使用されていたとの確認も取れましたので、地区担当委員と協議の上、1月16日  
付で申請者宛交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、  
現地確認委員の報告をお願いします。  
14番 笠原 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委 員  
（笠 原）

14番 笠原です。今ほど事務局から報告がありましたとおり、目的どおり転用され  
ておりましたので報告いたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員

（「な し」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。  
続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届に  
ついて、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事 務 局  
（長谷川）

議案書39ページをご覧ください。  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届について説明をいたしま  
す。  
受付番号12番、申請人は記載のとおりです。  
土地の所在が田山字屋敷並（ヤシキナミ）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍が  
204㎡の内137.76㎡です。転用目的が農器具格納庫建築用地です。  
農地区分は、田山集落内にある畑で農業公共投資の対象となっていない小集団の生  
産性の低い農地と判断し、第2種農地となります。  
許可基準は、200㎡未満の自らの農地を農業に資する用途で転用する場合は、届出  
で良いこととなっております。  
転用事由は、既存の農機具格納庫が手狭となり、新たに当該地に農機具格納庫を建  
築するものです。  
場所につきましては、40ページ、41ページの位置図・案内図をご覧ください。  
田山集落内の申請者自宅脇にある農地であります。  
42ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。  
43ページは、配置図、面積表、求積図です。既存建物、農機具格納庫は阿賀野市  
合併前に既に転用届出済みです。  
44ページは土地利用計画図・排水計画図です。雨水は隣地境界近くにU字溝を設  
置し道路側溝に流す計画となっております。

45ページは平面図・立面図を掲載しております。  
申請地は、1月24日に地区担当委員と事務局で確認し、転用届承認通知を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法第4条第1項第8号該当による転用届について説明を終わります。

議長（小嶋）

事務局の説明が終わりました。  
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、  
現地確認委員の報告をお願いします。  
15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委 員  
（ 柳 ）

15番 柳です。今ほど説明があったとおりでありまして許可相当と現地を見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。  
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 中澤 係長 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。中澤係長、お願いします。

事 務 局  
（ 中 澤 ）

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年1月31日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全10件、103筆、110,193㎡について、報告します。

議案書の46ページをご覧ください。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

今回の配分案件の期間は、令和2年3月31日、新潟県が公告をすることから、令和2年4月1日開始、終了は令和12年2月10日です。賃貸借料は固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業農用地等借受申出登録者です。  
以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。  
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきを願います。  
ここで説明員を交代いたします。

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局  
(長谷川)

議案書58ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請件数は、所有権移転4件、17筆で面積が25,242㎡です。

使用貸借権が2件、34筆で面積が21,982㎡です。

最初に所有権移転を説明いたします。

受付番号39番、発久字江中瀬(エナカセ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,260㎡、これを含めまして合計2筆で3,277㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「農業廃止」です。

契約の内容は、総額で983,100円の売買です。

受付番号40番、堀越字石船戸(イシフナト)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,024㎡です。譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で204,800円の売買です。

受付番号41番、水原字栗山田(クリヤマダ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,461㎡、これを含めまして合計13筆で20,684㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「農業廃止」です。

契約の内容は、総額で6,205,200円の売買です。

59ページになります。

受付番号42番、六野瀬字南郷(ナンゴウ)、地目、台帳・現況がともに田、地積257㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「相手方の要望」です。

契約の内容は、総額で121,000円の売買です。

続きまして使用貸借権の設定となります。

60ページ、受付番号37番、61ページ、受付番号38番は共に、農業者年金受給中のため再設定するものであり説明を省略いたします。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。  
続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書64ページをご覧ください。  
議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。  
受付番号13番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。  
土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、地目、台帳・現況がともに田、地籍967㎡、これを含めまして合計6筆で4,410㎡です。  
当初計画内容は、搬出入路及び表土置場です。  
事業計画変更の理由ですが、当初、砂利採取を行うための搬出入路及び表土置場として使用してきましたが、今般、2413・2414・2415の3筆を、陸砂利採取申請を行うことになり使用面積が減少することによるものです。  
場所につきましては、65ページ・66ページの位置図・案内図をご覧ください。  
砂山集落営農開発センターから北へ200m程に位置しております。  
67ページの更正図をご覧ください。塗りつぶしで表示しているのが搬路及び表土置場で残る部分で、太枠で囲んでいる部分で「変更箇所」と記載されているところが今回砂利採取する部分です。  
68ページには変更後の土地利用計画図を掲載してあります。変更箇所と記載されたところが、後ほど5条申請で上がりますが砂利採取する場所です。  
以上で、議案第2号事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
この番案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。  
16番 大堀 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員 (大堀) 16番大堀です。13番案件について報告いたします。今まで表土置き場として使用したところを、今回砂利採取するという変更でございます。この砂山地区は昨年から約4町歩を4年かけて砂利採取するということですが、砂利採取するため面積が変更となるわけですが特に問題ないと見て参りました。

議長 (小嶋) ありがとうございます。  
これから審議に入りますが、13番案件の譲渡人の一人に、6番 見尾田委員が関係

者となっております。

農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは退室をお願いし、審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。  
それでは事業計画変更の受付番号13番案件につきまして審議いたしますので、6番 見尾田委員の退室をお願いいたします。

— 見尾田 正行 委員 退室 —

見尾田委員が退室されましたので、事業計画変更の受付番号13番案件について審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。事業計画変更の受付番号13番案件について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、事業計画変更の受付番号13番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
6番 見尾田委員の入室をお願いいたします。

— 見尾田委員 入室 —

議長 (小嶋) 見尾田委員が着席されました。  
続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局 (長谷川) 議案書69ページをご覧ください。  
議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。  
受付番号1番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。  
土地の所在が中島町、地目、台帳が田、現況が畑、地積が304㎡です。  
転用目的は貸駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。  
工事期間が令和2年6月1日から令和2年7月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「準住居地域」に定められており第3種農地となります。  
許可基準は、許可可能であります。  
転用事由は、申請地は自宅隣の畑ですが、労力不足で畑ができなくなったため、アスファルト舗装にして貸駐車場として利用するものです。  
場所につきましては、70・71ページの位置図・案内図をご覧ください。  
阿賀野警察署から東へ100m程に位置しており、宅地に囲まれています。  
72ページの更正図では申請地を塗り潰しで表示しております。

73ページは土地利用計画図です。申請地は斜線で表示しています。

議案書74ページをご覧ください。

受付番号2番、永久転用です。申請人は記載のとおりです。

土地の所在が上高田、地目、台帳、現況がともに畑、地積が66㎡です。

転用目的は住宅敷地の拡張（自宅乗入口用地）で、資金計画は記載のとおりです。

農地区分につきましては、上高田集落内にある畑で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断し、第2種農地となります。

許可基準は、申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであれば許可可能であります。

転用事由は、申請地は自宅敷地に隣接し、かつ、道路に接する位置にあり、また、宅地の他の道路に接する位置には作業場や車庫が建っていることから、自宅への出入口として使用していましたが、今般調べたところ当該地が農地であることが分かった為、転用申請し宅地に地目変更するもので始末書付きの案件です。

場所につきましては、75・76ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区、神山小学校から北西へ800m程に位置する上高田集落内の農地です。

77ページの更正図です。申請地は図面中央、塗り潰しで表示しております。ご覧のとおり申請者の自宅のある宅地と道路の間にある細長い形の土地です。

78ページは土地利用計画図です。申請地は塗り潰しで表示しています。

以上で議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明を終わります

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

本議案につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に1番案件につきまして、15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（ 柳 ）

15番柳です。73ページをご覧いただきたいのですが、細かくて見づらいなのですが太線で囲まれた斜線になっている部分が田として転用なされないままであったということです。実際は説明のありましたように家庭菜園ということでやっていたのですがそれをやめて、右隣の方の駐車場になっているところは舗装されていましてそれと同じような形で駐車場にして人に貸したいという計画をもたれていると説明がありました。なお、現場の状況といたしましては右下に水路と書いてありますが、これは駒林川でありましてここに排水するというので近隣の宅地等に対してはU字溝がまわされておりまして、トラブル等はないものと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、2番案件につきまして、現地確認委員の報告をお願いします。

7番 阿部 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（阿 部）

7番阿部です。77ページを見てもらうとよくわかるんですが、申請者は塗りつぶしの部分の申請なんです、始末書付きの案件でありまして、道路の方に玄関口が向いていまして、すでに庭木や石が並んでおりましておりました。

ここを便よく出入り口として使っていたわけなんです、最近農地であることがわかり申請となったものです。周りに農地もなく迷惑かけることもないと思って見て参りました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

これから審議に入ります。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、  
原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許  
可申請について、原案のとおり承認し許可すること決定いたしました。

続きまして、日程第10 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
ついて、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局 議案書79ページをご覧ください。

(長谷川) 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号37番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字砂山(スナヤマ)、地目 台帳・現況がともに田、地積が1,011  
㎡、これを含めまして合計6筆で6,295㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和2年3月25日から令和3年9月24日まで、農地区分は、農用地区  
域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的  
な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採  
取を実施するものです。

場所につきましては、80・81ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区、砂山集落営農開発センターの北に位置しております。

82ページの更正図では、塗りつぶしで申請地を表示しております。

83ページは土地利用計画図です。太枠で囲んだ部分が今回申請の採取地です。

84ページをご覧ください。

受付番号38番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目、台帳・現況がともに畑、地積13㎡、これを含めまして  
合計2筆で82㎡です。

転用目的は駐車場用地で資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年3月20日から令和2年3月31日まで、農地区分につきまし  
ては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居地域」に定  
められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は自宅敷地が手狭で駐車スペースが不足しているため、自宅の  
隣地である当該地を取得し駐車場(2台程度)として使用するものです。

場所につきましては、85・86ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原駅から東へ250m程に位置しており、住宅地の中にあります。

87ページには更正図に申請地を斜線で表示しております。

88ページは土地利用計画図及び排水計画図です。舗装はせず碎石敷きとします。

89ページをご覧ください。

受付番号39番、賃貸借権による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が833㎡、これを含めまして合計14筆で16,518㎡です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和2年3月19日から令和3年9月18日まで、農地区分は、農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、陸砂利採取事業による一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

許可基準は、一時転用で砂利採取法に基づく採取計画であり例外的に許可できるものであります。

場所につきましては、90・91ページ的位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落開発センターの北西に位置しております。

92ページには更正図に申請地を太枠で囲んで掲載しております。

93ページには土地利用計画図を掲載しております。

94ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

95ページになります。

受付番号40番、賃貸借権設定による一時転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免（インキョメン）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,023㎡の内378.45㎡、これを含めまして合計3筆で6,069㎡の内1,135.35㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年3月25日から令和5年3月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、分田・上江端・東町地内の陸砂利採取事業の実施に伴い、搬出入路として使用するものです。

場所については96・97ページ的位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側の農地です。

98ページは更正図、搬出入路計画図になります。申請地を太枠で囲んで表示しています。

99ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図に申請地を塗り潰しで表示しております。申請地は、平成30年11月28日付け、阿農委第530026号で5条許可を得て砂利採取を行い、砂利採取は申請地の砂利採取はほぼ終わりましたが、砂利採取終了後に周囲の砂利採取に伴う搬入出路として使用するものです。

砂利採取事業の完了届はまだ提出されていませんが、完了届を提出すると本案件が許可になるまで周囲の砂利採取が出来なくなるため、砂利採取完了の直前で搬入出路としての転用申請をするものです。なお、許可書は砂利採取の完了届の提出を待って交付します。

100ページをご覧ください。

受付番号41番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が飯森杉字村浦（ムラウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が16㎡です。

転用目的は個人住宅敷地の拡張で資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年3月2日から令和2年3月31日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであれば許可可能であります。

転用事由は、譲受人が平成16年に自宅を建替えた時に隣地との境界の誤りに気付かずに擁壁を建て土地造成していました。この度、譲渡人からの指摘で、はみ出ていることが分かり両者協議の結果、はみ出ている部分を分筆したうえで譲受人が当該地を購入し自宅敷地とするものです。

場所につきましては、101・102ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区、飯森杉地内の住宅に接続している農地であります。

103ページの更正図をご覧ください。申請地を塗り潰して表示しております。

104ページは地籍測量図です。申請地は⑥の地番、部分になります。

105ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請地は、図面の下の方の塗りつぶして表示している部分です。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

本議案につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

37番案件・38番案件につきまして、15番 大堀 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（大 堀）

15番 大堀です。37番案件ですが、先ほどの事業計画変更の13番案件と同じ場所でございます。83ページを見ていただきますと、真ん中に道路がありまして、その下の方の表土置場にしたものを砂利採取するもので問題ないと見て参りました。

次に38番案件ですが87ページを見ていただくと真ん中に太い道路のようなものがありますが、実際は真ん中に159-9と書いてありますが全部つながっています。

雨水に関しては左側の道路に流す計画でありまして特に問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、39番案件につきまして、現地確認委員の報告をお願いします。

7番 阿部 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（阿 部）

7番 阿部です。事務局の説明のとおり砂利採取事業の案件ですが91ページを見ていただくと申請地の右隣を砂利採取しておりまして、その次の工期の申請です。

この業者も十分信頼のおける業者でありまして問題ないと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

次に40番案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

15番 柳 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員  
（ 柳 ）

15番 柳です。今ほど阿部委員から殺名されました砂利採取事業の搬出入路の申請でありまして、何ら問題ないと見て参りました。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、41番案件につきまして、現地確認委員の報告をお願いします。  
17番 小林 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委 員  
(小 林)

17番 小林です。受付番号41番についてご報告いたします。  
去る21日、現地調査員5名、事務局2名の計7名で現地調査を行ってまいりました。今ほど事務局より事細かく説明があったとおりですが、平成16年に譲受人が自宅を建てる際に宅地造成を行ったわけですけれども、既存のコンクリートの土留めが設置されておりました。その際にきちんと境界を確認して行えばよかつたんでしょうが、隣の田の所有者と協議され売買することになったわけでございますし、円満に話がついているということで、何ら支障ないものと見て参りました。委員の皆さんの慎重なご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。  
これから審議に入ります。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

委 員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。  
お諮りします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可すること決定いたしました。  
ここで説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 中澤 係長 —

続きまして、日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。中澤 係長、お願いします。

事 務 局  
(中 澤)

内容説明のまえに 議案書の訂正をお願いします。  
118ページをご覧ください。  
19番案件で終了年月日「H」とありますが「R」令和と訂正をお願いします。  
183ページをご覧ください。  
158番案件 地目、現況が畑となっておりますが、畑から田に訂正をお願いします。  
また、備考欄に相続人代表の標記が落ちておりましたので、追加いただきますようお願いいたします。  
191ページをご覧下さい。  
175番案件の契約の内容で、10a 当たり 120 kgとありますが、2筆あわせ総量 130 kgと訂正をお願いいたします。  
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。  
では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。  
今月の受付状況は

・所有権移転	7件	19筆	24,855.00㎡
・賃貸借権設定	158件	769筆	757,872.45㎡
・使用貸借権設定	3件	22筆	18,140.00㎡
・農地中間管理権設定	9件	107筆	102,300.08㎡

となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は106ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」掲載者です。

受付番号1番、土地の所在が下福岡字松ノ木 台帳・現況とも田、2,008㎡、これを含め合計3筆、6,033㎡を10a当り60万円で売買するものです。

受付番号2番、土地の所在が下ノ橋字柄目木、台帳・現況との田、1,024㎡、1筆を受付番号3番案件と利便性を考慮して互いの耕作地を交換するものです。

交換差金は118,400円となります。

受付番号3番、土地の所在が猫山字山田、台帳・現況とも田862㎡、これを含め合計2筆、1,172㎡と受付番号2番案件と利便性を考慮して互いの耕作地を交換するものです。交換差金118,400円となります。

受付番号4番、土地の所在が山口字中道、台帳・現況とも田、1,024㎡、1筆を総額100万円で売買するものです。

受付番号5番、土地の所在が島田字浦谷地、台帳・現況とも田、388㎡、1筆を総額21万円で売買するものです。

107ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が大室字家ノ下、台帳・現況とも田、723㎡、これを含め合計8筆11,316㎡を10a当り65万円で売買するものです。

受付番号7番、土地の所在が駒林字諏訪原、台帳・現況とも田、995㎡、これを含め合計3筆3,898㎡を10a当り75万円と65万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

116ページをご覧下さい。

受付番号14番、土地の所在が七島字樋場、台帳・現況とも田、2,005㎡、これを含め合計13筆、12,639㎡を令和2年3月11日から令和7年3月10日まで10a当たりコシヒカリ120kgで賃貸借するものです。

118ページをご覧下さい。

受付番号19番、土地の所在が下里字儘ノ上、台帳・現況とも田、251㎡、これを含め合計3筆、2,912㎡を令和2年3月11日から令和12年3月10日まで10a当たり32,000円で賃貸借するものです。

119ページをご覧下さい。

受付番号22番、土地の所在が京ヶ島字古阿賀、台帳・現況とも田、876㎡、これを含め合計3筆、1,241㎡を令和2年3月11日から令和7年2月10日まで、10a当たり15,000円と2,500円で賃貸借するものです。

受付番号23番、土地の所在が向中ノ通字村下、台帳・現況とも田、1,050㎡、1筆を令和2年3月11日から令和2年12月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

122ページをご覧下さい。

受付番号31番、土地の所在が小河原字中川原、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計16筆、24,165㎡を令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

126ページをご覧下さい。

受付番号36番、土地の所在が下黒瀬字居浦、台帳・現況とも田、885㎡、これを含め合計4筆、3,670㎡を令和2年3月11日から令和7年3月10日まで、10a当たり23,700円で賃貸借するものです。

137ページをご覧ください。

受付番号54番、土地の所在が嘉瀬島字寺浦、台帳・現況とも田、342㎡、1筆を令和2年3月11日から令和7年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

142ページをご覧ください。

受付番号62番、土地の所在が駒林字千刈、台帳・現況とも田、2,023㎡、1筆を令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号63番、土地の所在が駒林字千刈、台帳・現況とも田、1,381㎡、これを含め合計3筆、4,607㎡を令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号64番、土地の所在が駒林字千刈、台帳畑・現況田、370㎡、これを含め合計2筆、1,147㎡を令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号65番、土地の所在が山口字権現塚、台帳・現況とも田、505㎡、これを含め合計4筆、4,001㎡を令和2年3月11日から令和12年3月10日まで、10a当たりコシヒカリ120kgで賃貸借するものです。

147ページをご覧ください。

受付番号74番、土地の所在が山口字久保田、台帳・現況とも田、1,636㎡、これを含め合計13筆、9,715㎡を令和2年3月11日から令和12年3月10日まで10a当たり120kgで賃貸借するものです。

149ページをご覧ください。

受付番号76番、土地の所在が曾郷字石塚、台帳・現況とも田、2,023㎡、これを含め合計4筆、8,092㎡を令和2年3月11日から令和5年3月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

162ページをご覧ください。

受付番号101番、土地の所在が法柳新田字安ノ子、台帳・現況とも田、2,002㎡1筆を令和2年3月11日から令和8年3月10日まで、10a当たり23,500円で賃貸借するものです。

183ページをご覧ください。

受付番号158番、土地の所在が里字大荒田、台帳畑・現況田、2,023㎡、これを含め合計4筆、7,479㎡、4筆を令和2年3月11日から令和12年3月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

199ページをご覧ください。

受付番号165番、土地の所在が堀越字石仏、台帳・現況とも田、710㎡、これを含め合計8筆、5,040㎡を、令和2年3月11日から令和12年3月10日まで使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

200ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が分田字浄土橋、台帳・現況とも田、310㎡、これを含め合計7筆、6,927㎡を10a当たり22,000円で中間管理権を設定するものであります。

今月の農地中間管理権の期間は、すべて、令和2年3月11日から令和12年3月10日まで10年間の設定ですので、以降、期間の読み上げを省略します。

受付番号2番、土地の所在が猫山字山田、台帳・現況とも田、2,727㎡、これを含め合計27筆、16,919.08㎡を10a当たり21,000円と20,000円と0円で設定するものであります。

受付番号3番、土地の所在が七石字次郎瀨、台帳・現況とも田、353㎡、これを含め合計4筆2,887㎡を10a当たり26,493円と25,000円で設定するものであります。

204ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が駒林字大田、台帳・現況とも田、2,003㎡、これを含め合計10筆、13,597㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

受付番号5番、土地の所在が月崎字小里道、台帳・現況とも田、984㎡、これを含め合計38筆、29,080㎡を10a当たり20,000円で設定するものであります。

209ページをご覧ください

受付番号6番、土地の所在が山倉、台帳・現況とも田、6,402㎡、これを含め合計10筆、19,269㎡を10a当たり25,000円で設定するものであります。

受付番号7番、土地の所在が山倉、台帳・現況とも田、3,106㎡、1筆を10a当たり25,000円で設定するものであります。

受付番号8番、土地の所在が田中字道下、台帳・現況とも田、1,999㎡、これを含め、合計3筆5,010㎡を10a当たり23,000円で設定するものであります。

211ページをご覧ください

受付番号9番、土地の所在が六野瀬字入海、台帳・現況とも田、840㎡、これを含め、合計7筆5,505㎡を10a当たり17,000円と10,000円と0円で設定するものであります。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合すること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
  - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。なお、賃貸借権設定の121番案件・126番案件・129番案件・133番案件・148番案件・149番案件の受人は、新設法人の参入であります。

また、同じく賃貸借権設定の158番案件から162番案件まで・164番案件の受人は、新規参入であります。

農業参入審査会を実施しておりますので、渡邊農政部長より報告があります。

委員  
（渡 邊）

10番 渡邊です。それでは報告いたします。

申請者から提出いただいた新規参入に係る営農計画書に基づき、六役と本会事務局長及び阿賀野市農林課農林企画係長で、審査させていただきました。

まず、議案書の議案第5号 126・129・133・148・149番案件の農業経営基盤強化促進法による賃貸借権設定による受け人です。

171ページから178ページをご覧ください。

新設の農地所有適格法人で、新規参入の為、計画書の提出がありました。  
新設法人は父子それぞれで行っていた米・エゴマなどの経営を一本化することにより、次世代に経営を引き継ぐことを目的として法人を設立されたものです。

農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4要件を精査したところ、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件すべて規定を満たすものであります。

また、ささかみ農業協同組合代表理事より営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項すべての項目について、適当である旨の意見が付されております。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

続きまして、議案書の議案第5号 158・159・160・161・162  
・164番案件の農業経営基盤強化促進法による賃貸借権設定による受け人です。  
183ページから185ページをご覧ください。

申請者は年齢43歳、生まれも育ちも県外の方ですが、現在は伯父の農業経営に4年間従事されておりました。この農地取得も農業経験を買われ、伯父からの勧めに応じ決断したものと聞いております。

今後は安全で安心なおいしいお米を提供していきたいという思いと地域の高齢者で離農される方の農地を受け入れていきたいという思いがあり、地域の中心的な担い手となれるような農業経営を目指していきたいということです。

営農収支に関する事項、地域との調和要件に関する事項、全部効率利用に関する事項、農業常時従事に関する事項の4項目すべて適正である旨の意見が北蒲みなみ農協代表理事組合長より書面で付されております。

審査会は、阿賀野市農業委員会農業参入の申請等に係る取扱基準 第5条の審査基準に適合するため、計画書の内容は妥当なものと判断しました。

以上、報告を終わりますが、皆さんの慎重なるご審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

これから審議に入りますが、所有権移転の5番案件の受人、賃貸借権設定の83番案件・84番案件・107番案件・108番案件・122番案件・123番案件  
・127番案件・128番案件・130番案件・131番案件・134番案件から  
137番案件まで、167番案件から172番案件まで、179番案件から182番案件まで、につきましては、譲渡人・譲受人が「北蒲みなみ農協協同組合」で15番小林委員が関係者となっております。

また、賃貸借権設定の75番案件・84番案件・128番案件・135番案件につきましては、譲受人が「分田三 鼎会」で、13番 松田委員が関係者となっております。

また、賃貸借権設定の182番案件につきましては、譲受人が「米工房 和」で、12番 遠山 委員が関係者となっております。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

最初に、賃貸借権設定の75番案件について、審議いたしますので、13番 松田委員の退室をお願いいたします。

— 松田 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、75番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。75番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。  
従いまして、75番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、賃貸借権設定の84番案件・128番案件・135番案件について、  
審議いたしますので、17番 小林 委員の退室をお願いいたします。

— 小林 委員 退室 —

小林 委員が退室されましたので、84番案件・128番案件・135番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。84番案件・128番案件・135番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。  
従いまして、84番案件・128番案件・135番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 委員 入室 —

松田 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、賃貸借権設定の182番案件について、審議いたしますので、12番  
遠山 委員の退室をお願いいたします。

— 遠山 委員 退室 —

遠山 委員が退室されましたので、182番案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。182番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。  
従いまして、182番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
12番 遠山 委員の入室をお願いいたします。

— 遠山 委員 入室 —

遠山 委員が着席されましたので、続けます。  
次に小林 委員に関係する残りの案件について、審議いたします。  
質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。所有権移転及び賃貸借権設定の小林 委員に関係する残りの案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、所有権移転の5番案件、賃貸借権設定の83番案件・107番案件・108番案件・122番案件・123番案件・127番案件・130番案件・131番案件・134番案件・136番案件・137番案件・167番案件から172番案件まで、179番案件から181番案件まで、について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
17番 小林 委員の入室をお願いいたします。

— 小林 章男 委員 入室 —

小林 委員が着席されましたので、続けます。  
続きまして、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。  
ご質疑がございましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。先程、決定した議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。従いまして、先程、決定した議事参与の案件以外の案件に

ついて、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第12 その他について、事務局で何かございますか。

事務局

特にございません。

議長（小嶋）

特にないようですが、皆さんの方から何かございませんか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

特にないので、以上で、本日の総会の案件の審議は、全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

— 15時30分終了—

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年2月27日

議事録署名委員 8番 ⑩

議事録署名委員 9番 ⑩

議事録署名委員 10番 ⑩

議長  
農業委員会会長 ⑩